

保育料減額の流れについて

新型コロナウイルス感染症の影響で市の要請により保育施設が休園となった
または
児童本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した（みなし陽性を含む）
または
児童本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当した

はい

いいえ

通っている施設が
認定こども園もしくは
小規模保育事業所である

保育料減額は
行われません

はい

いいえ

各施設から返還します
返還方法については
各施設にお問い合わせ
ください

該当月の満額の保育料を
納入確認後3か月後を目途に
市から還付します
還付方法及び還付額の
計算方法については
ページID：1033415
をご確認ください

※特殊なケースについては
この限りではありません